

# 告 発 状

2015年（平成27年）8月13日

兵庫県警察本部長 殿

告発人 住所 兵庫県西宮市 [REDACTED]  
[REDACTED]  
氏名 森池 豊武  
職業 大学講師

告発人 住所 兵庫県神戸市 [REDACTED]  
[REDACTED]  
氏名 今井 清純  
職業 無職

告発人 住所 兵庫県神戸市 [REDACTED]  
[REDACTED]  
氏名 久保 俊介  
職業 釣具店経営

被告発人 住所 神戸市長田区五番町2丁目4番地

氏名 浜崎 為司

職業 神戸市議会議員

被告発人 住所 兵庫県神戸市玉津町新方  
208番の4

氏名 梅田 幸広

職業 神戸市議会議員

被告発人 住所 兵庫県神戸市西区神出町東100

氏名 坊池 正

職業 神戸市議会議員

被告発人 住所 兵庫県西区玉津町新方208番の4

氏名 岡島 亮介

職業 神戸市議会議員

被告発人 住所 兵庫県北区鳴子2丁目6番地の2

氏名 五島 大亮

職業 神戸市議会議員

被告発人 住所 兵庫県神戸市須磨区道正台1丁目  
1番3-2407号

氏名 松本 周二

職業 神戸市議会議員

被告発人 住所 兵庫県神戸市西区学園東6丁目12  
番地の1

氏名 山口 由美

職業 神戸市議会議員

被告発人 住所 兵庫県神戸市東灘区深江北町3丁目  
4番16号

氏名 長瀬 猛

職業 神戸市議会議員

被告発人 住所 兵庫県神戸市垂水区舞子2丁目  
14-23 プリオール舞子 1-B

氏名 石丸 誠一

職業 不詳

被告発人 住所 兵庫県神戸市東灘区住吉南町5丁目  
1-8 ADスクエア

氏名 栄木 真由美

職業 不詳

被告発人 住所 兵庫県神戸市垂水区桃山台  
3-1 1-5

氏名 竹重 栄二

職業 不詳

## 第1 告発の趣旨

被告発人等の下記所為は、公職選挙法(第185条)の虚偽記載等(246条2項)に該当するものと思料されるので、被告発人等を厳重に処罰されたく告発する。

## 第2 告発の事実

- (1) ■■■ 浜崎 為司は自民党神戸の会派代表者として、また梅田 幸広及び坊池 正は自民党神戸の経理責任者として、また、岡島亮介、五島大亮、松本周二、山口 由美、長瀬 猛、石丸 誠一、栄木 真由美、竹重 栄二は自民党神戸議員団の構成員として、2010年度～2014年度に会派に支給された政務調査費を、会派として架空の調査委託を継続することによって、計1120万円が裏金としてプールされていることを知りながら、大野 一元市議から、市議選を控えた3月下旬、選挙資金として用意された『陣中見舞』として、一人当たり最高100万円、総額1120万円が配られた金員を受領したものである。

さらに、違法な手段で受け取った政務活動費を選挙資金として支出したにもかかわらず、公職選挙法で規定されている「公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書」に違法な金品を受け取った自民党神戸市議団のメンバーの誰一人として、寄付金として記載したものはいなかった。当時の会派責任者であった浜崎 為司及び、坊池 正らは、自己資金として記載したと証言している。

これらの行為は明らかに、公職選挙法の定める選挙運動に係る収支報告書において、収入がどこからあったのか、寄付金があれば誰から何時、どれだけの金額があったかを正確に記載し、支出についても領収書も添付により選挙活動に係る資金の透明性を図るという立法趣旨を踏みにじる違法行為であり、議会人としては失格である。

## 第3 告発の事情

- (1) 2015年8月7日、マスコミ各紙やテレビ等で、神戸市議会の自民党神戸を巡る政務活動費の不透明な支出、架空の調査等で渦中にあった大野市議がすい臓がんで死亡したことが一斉に報道された。事件の真相を解明するためには不可欠な人物であっただけに、多くの市民から、故大野市議に全ての責任が押し付けられ、真相が闇に葬られるのではない

かとの不安が出された。

- (2) 2015年8月10日の神戸新聞夕刊で、「政活費 市議選に流用か」との大きな見出しで、神戸市会の「自民党神戸」の議員ら10数人に今年4月の市議選前に、1000万円を超えるお金が渡ったと報道された。
- (3) 弁護士によると、市議選を目前に控えた今年3月下旬、自民党神戸市所属していた市議らに会派幹部から1人当たり現金で、最大100万円が配られた。総額は1000万円を超えるとみられ、原資には架空委託でプールされた政活費が充てられたという。大野氏は裏金作りへの関与も認めていたという。
- (4) 神戸新聞の取材に対し、この時期に同会派に所属していた複数の市議らが現金受け取りを認めた、「政活費が流用されて戸はきいていない」「怪しいかねだと思った」などと話している。市議による現金の配布は、公職選挙法などに抵触する可能性もある。
- (5) 自民党神戸の調査委託を巡っては別の業者への273万円分についても、委託先とされた業者などが調査の実施を否定。弁護士によると、領収書などを調べた結果、この委託費も別の使途に流用されたとみられる。
- (6) 大野氏は政務活動費の不透明支出等が表面化した後、利息分を含めて約1500万円を会派として市に返還。市議らに配られた現金も一部を除いて大野氏側に返金され、市への返還分に充てられた。
- (7) 2015年8月11日の各紙朝刊では、政活費から選挙資金が16人の候補に渡された詳細が報道された。読売新聞の報道によると、1120万円のうち、1020万円は、浜崎市議含む現職候補者12人にわたり、この中の一人は受けった翌日に返却。残る100万円が新人候補5人分だったが、実際に渡ったのは4人で1人は受け取っていないという。しかし、阪本弁護士は「大野元市議は、陣中見舞いの額の配分を知らないなど不自然な部分がある」として、「大野元市議が私財を出して、選挙の陣中見舞いを配るということあり得ず、1人で判断したとは思えない」と疑義を呈した。また、受け取りが判明した市議の一人は「過去にも『陣中見舞』を受け取ったことがある」とし、慣例化していた可能性があるが、詳細はつきり切りしていない。
- (8) 一方、阪本弁護士は10日、市民意識調査を委託したとされた15件のうち、大野元市議が不正を認めていなかった4件(計273万円)も架空委託だったと明らかにした。この4件の領収書の発行依頼は、大野元市議、273万円は、大野元市議から、政治家を志していたこの知人

への支援で、12年ごろから今年度2月ごろまでほぼ毎月約10万円が渡っていたという。

- (9) 当時の団長として現金の配布役を担った浜崎為司市議は「会派の事務員が、小分けにして持ってきた現金入りの封筒を配った。どういお金かは聞いていない」と説明。大野市議の関与を知ったのは、政活費を巡る一連の疑惑が発覚した6月末ごろとし、「親分肌の人だったのでご自分で資金捻出を考えたのだろう」。阪本弁護士は「大野元市議が1人で現金を配ろうとしたとは考えられない」と反論するなど、双方の見解に矛盾があり、疑惑は深まる一方である。
- (10) また、不透明支出が発覚した後の行動についても認識が分かれた。阪本弁護士によると、市への返還分に充てるため、市議らがそれぞれ大野元市議側に返した金額は、全て陣中見舞で配られた額と一致しているという。この指摘に対して浜崎市議は「たまたま一致したんだと思う」と答えた。
- (11) 長年にわたって、組織的継続的に行われた架空委託と、それに基づく公金横領（詐欺）は、大野 一元議員一人で行うことは不可能である。政務活動収支報告書も会派としての報告書であり、会派の責任者及び経理責任者の署名捺印がなされ、その内容については会派全員が責任を負わなければならないものである。架空の調査委託と公金詐取による裏金のプールは組織的・計画的に行われ、政務活動費の本来の使われ方から完全に逸脱した選挙資金化が慣習的に行われていたと考えられる。
- 自民党神戸の会派責任者、経理責任者、構成メンバーの誰もが、その不正に気付かず、出所不明のお金を、大野 一元議員が一人で捻出し、気前よく自民党神戸の全員と立候補予定者に配布し、何の疑問も感ずることなく受け取ったとする説明に納得する市民は皆無である。
- (12) 調査委託を巡る不透明な支出が大きく報道され始めた7月3日、自民党神戸市議団から政務活動費の自主返還の申し出があり、7月6日には、13,968,000円と利息分1,319,716円日の合計、15,287,716円が神戸市会自民党神戸市議団の団長 岡島 亮介の名前で納付されていた。しかし、その原資は選挙資金を受け取った市議らがそれぞれ大野元市議側に返還したとされている。このことは、大野氏側の阪本弁護士が指摘しているように「常識で考えれば（陣中見舞いを受け取った市議らが）お金の意味や出所を分かっていることになる」ことを意味している。自民党神戸市議団の全員及び同会派から立候補する新人のほとんどが、不透明なやり方で捻出されたお金であることを認識していたがゆえに、問題になった時点で返還したものである。

(13) さらに、神戸市会自民党神戸議員団は、政務活動費の修正届に修正理由を記載しているが、その内容は「収支報告書の再調査により、調査委託費の支出金額に誤りがあることを発見したため。」とされ、架空委託による公金の詐取及び政務活動費を選挙資金に流用したという違法行為には一切触れていない。事件発生以来、1か月にもわたって神戸市民に虚偽の説明を行ってきた自民党神戸市議団に反省の色も、違法な政務活動費の全容を解明する意思もないことは明らかである。

(14) 会計手続きにおいて歳入するためには調定を行わなければならない。

「調定とは、その歳入の発生した権利内容を具体的に調査して明確にし、所属年度、歳入科目、収入すべき金額、納入義務者等を決定する行為、すなわち、市の内部的意思決定の行為を言うとされている。歳入をするときは調停を行い、納入義務者に対して納入の通知を行わなければならない。その前提として必ず、法令または契約等に基づいて合法的に発生した権利であることが必要である。」

今回の事例では、自民党神戸市議団が長年にわたって、架空の調査委託を行い、公金を横領し1400万円近い裏金を作っていたにもかかわらず、議会事務局、ひいては議長は、何の調査も行わずに、自民党神戸市議団のいうままに、調停決定書を作成し、歳入してしまった。本来なすべき調停作業を行っているとは言えない。その結果、自民党神戸市議団は、不正なお金をともかく返してしまったので、住民から監査請求も起こされず、損害賠償を求める住民訴訟も起こされなくて済むという、メリットを享受することになっている。議会および、議長の責任が問われなければならない。

(15) 議員の審議能力を高め、政策立案等に資するために設けられた政務活動費という制度を、いわば食べ物にして、架空の調査委託を行い、選挙活動に政務活動費を支出することができないという制約を意図的・組織的に崩壊させた罪は極めて重いと言わざるを得ない。

(16) 以上のことから、被告発人等が、受領した多額の金員を寄付として適正に記載しないなどの行為は、公職選挙法の虚偽記載等に該当するものと思料されるので、被告発人等を厳重に処罰されたく告発する。

また、今回、氏名等が特定できないため告発を行わなかった自民党神戸議員団の新人候補も不正なお金を受領し、選挙運動に関する収支報告書に虚偽記載している可能性は極めて高いものと思われる。

捜査当局におかれては、神戸市議会を巡る極めて異常な政務活動費の違法支出と選挙資金への流用という二重の不正について、慎重に捜査を



行われ、被疑事実がある場合は、被告発人らを厳重に処罰されることを望みます。

- (17) 以上のことから、真相の解明には、捜査権限を有する捜査当局が一連の金の流れを把握するため、自民党神戸市議団に所属していた全議員および新人立候補者に事情聴取を行い、帳簿書類等を精査し、大野元市議の代理人弁護士と自民党神戸の幹部議員らの証言のくい違いを明らかにしていく作業が不可欠である。

第4 添付資料

- 1 神戸新聞 2015年8月10日(夕刊)
- 2 神戸新聞 2015年8月11日(朝刊)
- 3 読売新聞 2015年8月11日(朝刊)
- 4 朝日新聞 2015年8月11日(朝刊)
- 5 神戸市公報 平成27年8月11日 神戸市公報 第3422号
- 6 平成27年8月11日付 神戸市選告示第25号の別紙  
公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨(東灘区選挙区)
- 7 報告書の要旨(栄木 真由美)
- 8 報告書の要旨(大野 一)
- 9 報告書の要旨(長瀬 猛)
- 10 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨(灘区選挙区)
- 11 報告書の要旨(時本 かおり)
- 12 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨(中央区区選挙区)
- 13 報告書の要旨(谷口 大介)
- 14 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨(北区選挙区)
- 15 報告書の要旨(五島 大亮)
- 16 報告書の要旨(横石 弘樹)
- 17 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨(長田区選挙区)
- 18 報告書の要旨(濱寄 爲司)
- 19 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨(須磨区選挙区)
- 20 報告書の要旨(松本 周二)
- 21 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨(垂水区選挙区)
- 22 報告書の要旨(石丸 誠一)
- 23 報告書の要旨(竹重 栄二)
- 24 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨(西区選挙区)
- 25 報告書の要旨(梅田 幸広)
- 26 報告書の要旨(岡崎 亮輔)
- 27 報告書の要旨(坊池 正)
- 28 報告書の要旨(山口 由美)